

平生町告示第40号

令和2年第6回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年7月27日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和2年7月31日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

- (1) 令和2年度平生町一般会計補正予算
- (2) 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (3) 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	松本 武士君
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和2年 第6回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和2年7月31日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年7月31日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第40号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第5 同意第8号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第40号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第5 同意第8号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
-

出席議員(12名)

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子 <small>さん</small> | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子 <small>さん</small> | 9番 細田留美子 <small>さん</small> |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 河村 勇汰君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長	……………	中尾 和正君	地域振興課長	……………	友田 隆君
町民福祉課長	……………	淵上万理子さん	健康保険課長	……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………				吉岡 文博君
学校教育課長	……………	河島 建君	社会教育課長	……………	三村 直子さん
総務課財務班長	……………	久保 秀幸君			

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回平生町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、村中仁司議員、中丸和則議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第40号

○議長（中川 裕之君） 日程第4、議案第40号「令和2年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日で7月が終わりますが、今月は、全国で豪雨による災害が起き、多くの被害が発生しております。本町においては、幸い大きな被害は見受けられませんでした。引き続き危機管理意識を持って、災害に備えてまいりたいと考えております。どうか8月は平穏であって欲しいと願うばかりでございます。

本来であれば、海や山、行楽地で子ども達の元気な笑い声が響く時期であります。今年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、いつもと違う夏になっています。

新型コロナウイルス感染症については、全国に発令された緊急事態宣言が解除され、次は経済対策に取り組もうとした矢先に、再び全国的に感染者数が増加してきており、国においては、対応が迷走しているようでございます。

さて、新型コロナ対策に奔走する地方公共団体の取組を支援するため、令和2年度第1次補正予算で1兆円、第2次補正予算で2兆円の地方創生臨時交付金が確保され、本町においては、この交付金を、将来を見据えた各種取組に活用するため準備を進めているところでございます。

そうした中、令和2年第6回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げます議案は、予算1件、同意1件、報告1件でございます。

それでは、議案第40号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、2億4,386万1,000円を追加いたしまして、予算総額は66億4,572万7,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、5月に議決いただきました補正予算に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大を防止するとともに、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化対策や事業継続を支援し、地方創生を図ることを目的とするものであります。内容は、国の補助金であります「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業に要する経費を主に計上いたしております。

まず、歳出から申し上げます。7ページからであります。

一般管理費では、町職員のテレワークを推進する上で必要となります紙文書の電子化に要する経費を計上いたしております。

情報通信費では、通信事業者が行う光インターネットサービスの基盤整備に要する負担金を計上いたしております。

また、地方創生臨時交付金対象外経費であります。社会保障・税番号制度システム改修に要

する経費を計上いたしております。

財産管理費では、感染症対策としてマスク等の購入に要する経費を計上いたしております。また、地方創生臨時交付金対象外経費の予算措置に伴う減額分を財政基金へ積立てております。

地域振興費では、地方へ移住を希望される皆さんへ情報提供を行うため、移住・定住パンフレットの作成に要する経費を計上いたしております。

8ページの地域交流センター運営費では、「新しい生活様式」を踏まえ、施設の衛生対策として水栓の改修や窓の開閉によるこまめな換気対策として網戸を設置する所要額を計上いたしております。

新庁舎整備事業費では、窓の開閉によるこまめな換気対策や夜間時の時間外勤務における虫対策にも考慮し、網戸を設置する所要額を計上いたしております。

老人福祉総務費では、敬老会行事を中止したため、敬老会対象者に商品券をお届けし、敬老の意を表するとともに、商品券の使用に伴う地域経済の活性化に要する経費を計上いたしております。行事の中止に伴い、計上いたしておりました補助金を減額いたします。

高齢者保健対策費では、「新しい生活様式」を踏まえ環境整備を行う介護保険サービス指定事業所を運営する法人に対し1法人当たり20万円の財政支援を行うこととしております。

9ページの保育所運営費では、「新しい生活様式」を踏まえ環境整備を行う法人保育園に対する財政支援を行うこととしております。

また、保育環境改善等事業として、国庫負担金事業を活用した感染症予防対策に要する経費を補助金等に計上いたしております。

さらに、地方創生臨時交付金対象外経費ではありますが、町立佐賀保育園におきまして、経年劣化で空調機など施設の機器の機能が不良となりました。園児の安全安心な保育環境を整備する上で緊急を要することから既に一部支出をいたしておりますが、改めて施設の補修に要する経費を修繕料に計上いたしております。

10ページの保健衛生総務費では、感染症の拡大防止対策により患者が受診を控えて経営に影響を及ぼしている医療機関等の負担を軽減し、医療提供体制の継続及び維持を図るため応援給付金を支給することとしております。

母子衛生費では、カンガルーノひらお妊婦応援事業として、4月28日以降に出産された方、現在妊娠中の方や今後妊娠の届出が提出される方を対象に安心して育児、出産ができるよう1人当たり10万円の応援給付金を届けることとしております。

保健センター運営費では、窓の開閉によるこまめな換気対策として網戸を設置する所要額を計上いたしております。

11ページの清掃費では、佐合島で使用しております、し尿収集用の小型衛生車が経年劣化により吸引力が低下しており、現在の収集・運搬の運用上、排せつ物からの感染リスクが高くなるとの判断から更新に要する経費を計上いたしております。

また、一般廃棄物収集運搬業務や斎場の管理業務を行っている事業者に業務を維持する応援給付金を支給する所要額を計上いたしております。

さらに、熊南総合事務組合への負担金として感染症対策を盛り込んだ家庭におけるごみ出しマニュアルを作成するほか、斎場で感染防止のための施設整備に要する経費を計上いたしております。

12ページの商工総務費では、売上げが減少した町内事業所に1事業者当たり20万円の経営助成金を、また家賃が発生する場合は、5万円を上限として家賃相当額の加算を行うための必要経費を補助金として計上いたしております。申請窓口業務は商工会へお願いすることとしており、委託料へ所要額を計上いたしております。

商工振興費では、産業まつりの屋外イベントが中止となり、代替イベントとして町内事業者のPR動画を制作し、オンラインで放映するリモート産業まつりの開催に要する経費を計上いたしております。あわせて当初予定しておりました行事の中止に伴い、計上しておりました補助金を減額いたします。

観光費では、観光客が減少した町内の観光地へ再度賑わいを創出するため、町観光コマercialを制作・放映に要する経費を計上いたしております。

非常備消防費では、避難生活の環境改善のため、段ボールベッド等の購入に要する経費を計上いたしております。

13ページの教育費の事務局費では、次の臨時休業措置に備えてICTを活用した遠隔・オンラインによる家庭学習の環境整備に要する経費を計上いたしております。

また、小中学校の特別教室や幼稚園に空調設備を設置する所要額を計上いたしております。

小学校費の学校管理費では学校保健特別対策事業費として国庫補助金を活用した学校保健に必要な消耗品や備品の購入する経費を計上いたしております。

14ページの小学校費の教育振興費では、感染拡大が不透明な状況で、今後修学旅行等を急ぎよ実施できない場合に発生するキャンセル料に対して保護者の負担軽減を図るため、全額財政支援を行うこととしており、所要額を計上いたしております。

中学校費の学校管理費、教育振興費は小学校費と同様の取組に対する所要額を計上いたしております。

15ページの幼稚園費では、国庫補助金を活用した保健衛生対策に要する経費を計上いたしております。

保健体育総務費では、換気対策として体育館等に大型扇風機を購入する所要額を計上いたしております。

16ページの保健体育施設費では、窓の開閉によるこまめな換気対策として武道館等に網戸を設置する所要額を計上いたしております。

6ページの歳入におきまして、歳出の特定財源であります保育環境改善等事業費を国庫負担金

に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校保健特別対策事業費や教育支援体制整備事業費を国庫補助金に計上いたしております。

以上で令和2年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、新型コロナウイルスの感染症の対策事業について、情報通信基盤整備事業ということで約8,800万円計上されております。光回線が未整備の地域に整備を促進するということだというふうに説明は聞いておりますが、このことによって向こうどれぐらいの期間で未整備地域に光回線が普及できるようになるのか、教えていただけたらと思っております。

それから、中盤、医療機関等の事業継続応援給付金事業ということで、私も6月議会で医療機関は大変な状況になると思われるので、ぜひ支援をとということで提案させていただきましたが、その実態というものがあ程度掌握できていれば、御披露いただけたらというふうに思います。

3つ目に、第2弾の時に事業再生支援事業ということで、4,670万円余り予算を組んでいただきました。それから、今回も町内事業支援事業ということで、同じようなもので2,200万円ぐらい予算が組んであるんですけど、その違いというか、そのことをお答え願いたいのと、前回の事業再生支援事業については、いつか中間的に執行状況をお話しいただきましたけど、現状それが今どういうふうな状況になっているかということも併せてお尋ねできればと思います。以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。詳細につきましては担当課長から御説明させていただきますが、まず始めに光ファイバーですが、これは教育のためにですね、ぜひとも必要だということでコロナの対策費にしておりますが、それと併せて、御承知のとおり、もうリモートで会社が成り立つという状況でございますので、これ、平生町全域にですね、光が来るということであれば、全ての企業がこちらでリモートによる会社設立をしよう、またはこちらに支店を作ろう、もしくはそういうことができるという繋がりが出てきます。ですので、なるべく早く光ファイバーを通すようにしたいと思っておりますが、いつ頃できるかというのはちょっと担当課長からお話しさせていただきます。

医療機関につきましては、私も聞いてはいないんですが、大変だという話しは聞いてはおりますが、実際的に全ての医療機関に聞いておりませんので私はちょっと分かりかねますが、大体全

国でそうだと、大変だという、潰れた病院もございます。従って、うちの状況はどうか、担当課長が知っていれば答えてくれると思いますので、そこはちょっとよろしくお願いします。

最後に、事業所の前回とどう違うのかと。前回のものにつきましては、小売業と飲食業に限って支援をしてみました。今回は、それ以外の事業所です。要するに会社としてやっておられる方、やはりそちらもいろんなことで、例えば受注が減ったとか、工事が無いから全然その仕事が無いとか、そういう方も結構いらっしゃると思いますので、それも20%、前年と比べて20%減という状況であれば、事業所さんにもぜひとも支援したいということでございまして、倒産してしまったら元も子もない訳でございまして、ぜひとも頑張ってください、続けていただいて、元に戻るまでの間、凌いでいただいて、良くなった暁には元気に企業活動を行っていただきたいというふうに思うところでございます。

それでは、詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） すいません。さっき飲食と小売業と言いましたけど、それプラス、サービス業、いろんな身近なサービスをやっておられる、例えば、学習塾とか、そういうことをやっておられる所とか、あと農業者、漁業者の方などを含んでやっております。それ以外ということで、普通にいう企業で、事務所を持って事業をやっておられる、例えば、建設業とか、いろんな物を卸売りをされてる所、企業対企業でやっておられる、小売りじゃなくて企業の方との取引をされてる所と、そういう意味で要するに前回に対象にならなかった事業所さんを今回支援するというものでございます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） 1点目の議員御質問の情報通信基盤整備事業の負担金について、光ファイバー整備の整備期間についてのお尋ねだと思います。こちらについては、町内の光ファイバーの整備を進めるということで、特に佐賀地域、また平生地域においては山間部、こちらを中心に整備をするようになります。整備期間については、令和3年度中を今予定しているところでございます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） 医療機関に対する事業継続応援給付金事業につきましてですが、先ほど赤松議員さんの方から御質問がありましたが、直接町内の医療機関に個別にそういった減収等のお話を全ての医療機関に対して聞き取りはしておりません。実際ちょっと、一般診療所の先生の方でそういった聞き取りをしたところもございしますが、やはり4月、5月に関しましては患者がかなり減ったということをお話されておりました。

こちらの応援給付金以外に産業課所管の方の今回の事業支援事業とかございしますが、こちらについては全て医療機関が対象外というのもございまして、やはり町の方で何とか医療機関の方にそういった応援ができないかということもございまして、この事業の方をできれば創設をさせて

いただいているところでございます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 吉岡産業課長。

○産業課長（吉岡 文博君） 赤松議員からの御質問でございます。町長が申したとおりでございますけれども、若干補足して申しあげたいと思います。前回との事業の違いでございます。前回、対象とならなかった事業種が今回の対象事業種ということでございます。実際に前回の事業を運営してみまして、やはりこのコロナ対策で困ってらっしゃる事業主の方、どうしても事業の枠という形では測れない部分というのがございます。前は生活に関連する、すぐ収入に直結する事業者に対して事業を展開してまいりましたけれども、やはり期間が経過いたしまして、いろんな形で影響を受けてらっしゃる方もいらっしゃるということで事業の業種を拡大していくというところでの違いが主なものでございます。

なお、先ほど健康保険課長が申しましたように、医療の関係の事業というのが今回新たに制度を作られるということでございますので、同趣旨のものでありますから、現在要綱については、素案は作成しておりますが、そちらの医療事業者については対象外とするという方向で考えております。

それともう一点、前回の補助金の執行率といえますか、状況でございます。大部分の業種の方、本日までが締め切りという状況でございます。実際に想定いたしました事業者の約半数の申請が現在出ているという状況でございます。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午前9時27分休憩

.....

午前9時28分再開

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 情報通信基盤整備事業については期待も大きいので、ぜひ大いに取り組んでいただけたらと思います。

それから医療機関等の事業継続応援給付金事業ということで実態についてお話を聞きましたが、私も新聞とかで見て大変だっているのは分かっている部分は、新聞紙上とかでは分かるんですが、町内の実態とかについてどうしたもんかなあと思いましたので質問をさせていただきました。ただ、こうした事業に取り組まれるってということについては、ぜひ大いにやっていただけたらと思っております。

それから、最後の町内事業所の支援事業ということで、今回、今までの対象外の所ということになるんですが、今度は会社としての組織とか形態とか、前の対象の所よりもかなりしっかりした所があるんだろうと思いますので、そういう点では皆さん関心持って申し込んでこられるとは思いますが、やはり周知徹底というのがこの分については一番大きな課題じゃないかというふうに思っておりますので、そのへんのところでぜひよく皆さんに行き渡るように取り組んでいた

だけたらと思います。以上です。

○議長（中川 裕之君） 他にありませんか。松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 私からもうちよっと聞きたいんでお願いします。赤松議員が言われた情報通信基盤整備事業なんですけど、これ、コロナ対策ということで国の方で高度無線環境というのを整備するということで、まあそのうちやるという話がコロナのせいで前倒しになったと私は認識なんですけど、全協の時にいただいた資料の下の方のイメージ図っというのを見るとですね、ここの、表の説明だとテレワークとか在宅学習をするとかいうために入れるような感じで書いてありますけど、これが入ることによって本来はいろんなことができるということがこのイメージ図で描いてあることだと思います。

それで、新年度予算でソサエティー5.0のことを町としても研究していくんだというふうな、確か予算が付いてたような、ちょっとすいません、今日資料を忘れて、私の記憶なんですけど、あったと思うんですけど、先ほど赤松議員はいつまでにやるかということで、先ほど令和3年度中という答えをいただきましたけど、町としては今まで新年度予算だと検討して模索していきたい、高齢化社会に向けて新しい技術、その遠隔医療とか自動運転とかそういう新しい未来の世界を模索していくんだという姿勢だったと思うんですけど、それがコロナの影響で前倒しになったという私は認識を持ったんですけど、そういうことじゃないですかね。

そういうことなら、これから町としてどんな風景、令和3年中に整備できちゃうんですよね。そしたらもっと、これから平生町も高齢化していく上で、コロナに対応だけじゃなくて、高齢化社会に対応できる環境を作っていくという考えが今の時点で何かあるんでしたら、考えを聞いておきたいなと思ったんで質問させてもらいました。もしなければ別にいいんですが、そこらへんの考えをお聞かせください。

あともう一つ、11ページの社会生活維持業務応援給付金なんですけど、確か一般廃棄物処理運搬業務の方と斎場の管理業務を行う事業者に対して給付金をということなんですけど、これ、給付金を支給するということなんですけど、その何か理由を、ちょっと私の聞き逃しかもしれないんですけど、はっきり理由を聞いてないような気がするんで、この業者の方たち、どんなふうな影響をコロナで受けているのか、具体的に理由をお聞かせ願えませんか。よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますが、もちろん光ファイバーを入れることによってですね、いろんな使い方ができるということはあると思います。5Gにも対応できるようになりますし、そのへんについてはちょっと担当の課長から説明させますが、いろんな利用・活用ができます。例えば、佐賀地区にコンビニができてないのは、光ファイバーがないから、要するにATMが使えないということで作ることができないというふうに聞いております。したがって、佐賀地区でもですね、コンビニを作ろうと思えば作れるというようなことになりますので、活用の仕方はたくさんあると思いますので、ちょっとそれは考え

て、この1年間かけてですね、どういうものに対応していくかというのも政策として考えていきたいというふうに思っています。

それから、ごみの収集とか斎場においては、やはり感染リスクが高いと。ごみの中にひょっとしたらウイルスがいるかもしれない物を毎日といいますか、収集していただいておりますところをございまして、また、斎場におきましてもほとんど連日作業されていると、また人も集まるということで、やはりリスクも高くなります。そこについても、また産業課長からちょっと説明させますが、そういうことで感染リスクが高い、やはり今全国的にも、ごみの収集車にありがとうとかそういう運動があります。よく、収集してくれてありがとうということが書いてあったり、その収集場所に貼ったりするということを聞いております。やはりこれはないといけない、やらない訳にはいかない仕事でございますので、感染リスクを避けて、リスクがありながらもやっていたというので、頑張っていたきたいという趣旨でございます。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） 松本議員からの御質問にお答えさせていただきます。コロナ対策で情報通信基盤整備事業についてのソサエティー5.0、これとの関係、また今後の町の情報基盤整備に対する考え方というようなことだろうと思います。以前にもありました、SDGs、ソサエティー5.0、これは総合計画の中でも検討していく重要な課題と思っております。そちらの方、また総合計画策定する際に、情報基盤整備の中に盛り込んでいければとは思っています。検討させていただければと思います。

また、このコロナ対策ということでこの情報通信基盤整備事業が前倒して早急な整備が図れるようになりつつあるということでございます。これも以前から言われていた佐賀地区の、特に佐賀地区、平生地区の山間部、こういったところの情報格差、これの是正に早く繋がると思っております。コロナの「新しい生活様式」に早く対応できるように整備を令和3年度中、早急に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 吉岡産業課長。

○産業課長（吉岡 文博君） 御質問にお答えいたします。社会生活維持応援給付金、支給する理由ということでございます。町長が申したとおりでございます。対象につきましては、ごみの収集業者、それから斎場の委託業者、それからし尿の収集業者ということでございます。

それぞれ住民の生活に欠かせない、逃げることのできない業務に係わっていらっしゃる方達に事業者としての対策も当然必要になってまいります。働かれる方に対するいろんな対応も必要になってくるであろうという考えの中から、このたびのこの給付金を行うものでございます。

なお、給付につきましては、ごみの収集の委託、あるいは斎場の管理の委託をしておる事業者につきましては、熊南総合事務組合を通じて行います。し尿収集事業者に対しましては、町からの直接の交付金という形で支給をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 何点か質問をいたします。この中で一般財源が予想されてるのが3カ所ですかね、あります。それぞれの算出の経過なり根拠をちょっと説明していただきたいと思います。

それともう一つはね、庁舎はないのに庁舎の網戸がありますから聞いてみたら、繰り越すか基金にするかというような話があったんですよね。したがって、この補正予算はいつまでに執行する予算なのかというのもちょうと。もう当然今から繰り越すか基金にするかという部分もあるみたいなんですよ。ちょっとその中身、そのいろんなことについての、急いでやるからこうして臨時会でやるのかと思ったら、そういう部分もあるという話ですから、これから先の執行について、もしかしたら繰越しが出るなら出るで、そういったことも含めてちょっと説明をしていただきたいと思います。

それと、私はこの前から、新庁舎の時からも思うんですが、国のコロナ対策で換気をしなさいということで、換気を誤って皆さんにとっておられるんじゃないかというので心配をしてるんですが、とにかく窓を開けて換気しなさいというのが一般的なようですけど、換気について基本的なことを私の意見なりも含めてちょっと申します。

換気というのは何かということですね。換気は、室内で発生する汚染した空気を室外に排除する。そうして、室外から清浄な新鮮空気を供給して、室内の汚染空気の希釈または交換をする。これが換気のお考え方なんですよ。それで、汚染物質にはいろいろありますが、例えば熱だとか、臭気だとか、粉塵だとかあるんですけど、当面そこはにおいて、居室に居れば、人間が発生するCO₂が一番の汚染物質なんです。これを換気するためにいろいろなことが決められておるんですよ。事務室とか居室とかは一般的には人体から発生するCO₂の発生量を基準に必要換気量の計算をいたします。建築基準法では、それで居室面積だとか、そこにおける人の数だとかで必要換気量を計算することになっております。

では、その換気をどうしてするかということなんですが、換気は自然換気と機械換気があるんですよ。二通り。一つは、自然換気は御存知のように窓を開けて、両方、二箇所開口して風を通す、これが換気なんですよ。もう一つは、自然換気、温度差があれば空気が動きますから、自然換気は温度差があるか風が吹かないと換気しないんです。なんぼ窓を開けたって、それはよく考えておいていただきたいんですよ。それで、段々と、建築基準法との規定ではそういう機械による換気というのは昔のことですからあまりやってなかった。開口部があれば良からうと、開口部が小さければ換気扇をつけなさいという話をしておるんですけどね、自然換気だけ……。

○議長（中川 裕之君） もうちょっと簡潔をお願いします。

○議員（11番 平岡 正一君） いいですよ。でもね、認識が誤っていると思いますから、改めてほしいんですよ。自然換気に頼っていたらなかなかそのような不安定な要素がありますので、機械換気があります。機械換気は、1種、2種、3種とありまして、一つの部屋に機械で強制的

に入れて、もう一つの機械で強制的に排除する方法、もう一つは……。(発言する者あり) うるさいね。人のことちゃんと聞きなさい。もう一つは、2種というのは、空気、機械で空気を押し込んで勝手に排出する。排気口を設けてそこから出す。3種の換気は、空気口を設けて機械的に出すと。新庁舎で考えられているのは、その第3種の機械換気があつた設計図にちゃんと書いてあります。

この必要量は、今さっき言いました、人間がどれだけいるかっていうことでもありますけど、なかなか特定しにくいので、通常、部屋の空気を1時間に2回とか3回とか交換するという計算で必要な換気量を計算します。機械換気は極めて正確な換気をするんです。新庁舎の換気は5回換気する計算でなっております。そうすると、空調いわゆる暖房や冷房の時に熱効率が落ちてくるんですよ。それで段々進歩しまして、電熱交換器という、三菱重工が作っておるロスナイという機種があるんですが、通常、ロスナイといわれる機械を使って換気をしております。ほとんど今これになっております。新庁舎もその予定で5回換気をするというのが事務室の計算です。それは熱効率、いわゆる空調の熱効率を大変押さえますから、熱交換をしまして、今それでほとんどがやっている。

そうすると、網戸なんていうのはね、もうこれから先の社会では想定できんのですよ。確かに夜仕事をして、防虫対策で網戸があるというのもそれはそれで今の田舎の風土ではあるとは思いますがね、聞いてみたら電気代節約のためにこうせんにゃいけんと言うけど、それもこれから先の社会を考えたらそういう社会、都市部ではほとんどもう全部この電熱交換器ですよ。そして、特に明るさももう窓から取らない、照明でやるから電熱交換器で換気をする、というのが筋になっております。そういうことをよく考えてね、やってほしいんですよ。これはね、私が言ってるんじゃないんですよ。これ、国家試験の問題に出てくるんですよ。大体こういう問題が全体の1問か2問は出ます。私もこの基準に基づいて、この間30年間、換気設備や空調設備の設計施工管理をやってきました。換気について正しいやっぱり認識を持ってもらって、一番有効なのは機械換気なんです。窓を開けているから換気するという前提は成り立たないんですから、これもよく考えておいて、これから先、網戸、網戸と言ったらいいと思つたらちょっと想定外になりますので、この点もお話をしておきたいと思つています。

○議長(中川 裕之君) 浅本町長。

○町長(浅本 邦裕君) 簡潔に申しあげます。一般財源につきましては、担当から説明させていただきます。

繰越しの件ですけれども、これあくまでもこれ報告といいますか、こういうものをやりますということを県に上げてそれが承認されないとできない。また、逆にそれを出してなければ後からやろうと思つてもできないということでございますので、一応出しますが、当然その年度全部できるかという、できないというのは向こうも分かっています。これから先たくさんの事業がくる訳ですから。当然繰越しということは考えられるので、多分基金に積むという手もあるんです

けれども、それよりはもう出しておいて、繰越していいんじゃないかなというつもりであります。それも詳細については説明させていただきます。

それから自然換気と機械換気、当然機械換気はやるんですけども、両方合わせてやると。風がなければなりませんですけど、風があれば網戸のできる訳ですので、その時はそれでやる。両方使えるようにする。それから御承知のとおり、今コロナ対策で大変超勤も増えています。夜遅くまでやっています。新庁舎になって、夜残業する時に空調をかけてずっとやるよりは、やはり窓を開けてやるという方が電気代も高くつかないし、その時はですね、自然換気でできるようにやるという考え方で、とにかく両方でできれば一番いい訳でありまして、そのようにしたいというふうに思っております。詳細につきましては担当から説明させていただきます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 久保財務班長。

○総務課財務班長（久保 秀幸君） ただいまお話のありました、一般財源の費目よっての計上ということでございます。このたびの編成にあたって、一般財源に数字を計上いたしておりますのは、情報通信費の社会保障税番号のシステム改修、48万4,000円。それから、歳出で言いますとその1点ともう1点、保育所運営費、佐賀保育園の施設修繕に要した35万8,000円、この2点でございます。それから、減額部分といたしまして、諸事情により当初予算の既存の予算を減額いたしました老人福祉総務費の敬老会の補助金、140万9,000円。それから、商工振興費の補助金、ひらお産業まつり、110万円でございます。この歳出、当初予算の減額部分、それから新たに増額いたしました財源調整をいたすことよっての財産管理費への積立金、財政基金の166万7,000円と、これは全てこのたびの地方創生臨時交付金の対象外経費として計上いたしておるものでございます。

それから次の事業の進め方ということでございますけども、この地方創生交付金の事業そのものは繰越しが認められているということでございますので、令和3年度までの執行が可能ということでございますのでお答えをさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 例えば、48万4,000円というのはどうしてこういう金額が出たかというのが知りたい。今回みんなコロナの為の補正だと思ってるんです。それが通常の補正も入ってきて、こういう金額が出てののかどうかというのも知りたいんですがね。それはそれでちゃんと説明してもらわんと、みんなコロナ対策で補正が出たと思ってるんでは、実際にはこの中には通常の補正も入っているというのではちょっと正確さを欠きますんで聞いたんですよ。48万4,000円はどうして計算させたのか。基金166万6,000円はどこか財政調整されてきたんでしょうけど。それと保育園の35万8,000円はどうして出てきたのかと、こういうことなんですよ。

○議長（中川 裕之君） 淵上町民福祉課長。

○町民福祉課長（淵上 万理子さん） 保育所運営費の修繕料につきまして御説明をさせていただきます。

きます。内容といたしましては、佐賀保育園の水道の漏水が発見され、5月9日に修理をさせていただきました。また、ガス給湯器が故障し、園児用のシャワーのお湯が出なくなったために、6月16日に給湯器の取替え修繕を行いました。更に、3歳児の保育室のエアコンが故障したため、6月30日にこちらは基盤を取り替えての修理をいたしました。また、3歳児の保育室の照明が故障しておりましたので、照明器具の取替えが必要な状況となっております。こちらは現在調整中でまだ発注はしておりません。

費用の総額は35万7,654円で、地方創生臨時交付金対象の水道の蛇口取替え、11万6,000円と合わせて、47万4,000円の補正をこのたび計上させていただきました。

水道は緊急の対応が必要であり、給湯器とエアコンは園児の安全安心な保育環境を整える為に早急な対応が必要でしたので、すでに予算執行をさせていただいております。緊急に対応が必要だったことから、一部についてはもう既に執行させていただきました。補正予算の御議決を受ける前に執行するということになり、大変申し訳ございませんでした。本来であれば6月定例議会中の総務厚生常任委員会の際とか、御説明申しあげられる機会があったのですが、失念しておりました大変申し訳ございません。以上で修繕費の内訳の説明を終わります。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） 平岡議員の御質問です。今回補正をさせていただきました情報通信費の委託料、社会保障税番号制度システム改修、48万4,000円でございます。これについては当初予算において、令和2年6月のデータ標準レイアウトの改版ということで作業を進めさせていただきましたが、6月以降の情報連携に対応するために本来ではないシステム改修が追加されたというところで、連携サーバーについては当初予定していなかった改修が生じております。こちらについては6月以降、情報連携に対応するために委託料の中でシステムをさせていただきましたが、直近の議会の方で速やかに報告させていただけると思ひまして、今回補正の方で対応させていただきました。6月の総務委員会でこういった事態が分かっていたら早急に御説明できれば良かったんですが、6月議会には時期的にちょっと間に合いませんでしたので、今回直近の議会でご報告させていただいたという状況でございます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑がありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ちゃんと説明をしていただきたいんですがね。これ、質問をしてなかったらこういうことが分かってないんですよ。信頼関係にもなりますんで、これは申しあげておきます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第40号「令和2年度平生町一般会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 同意第8号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、同意第8号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、令和2年度平生町一般会計補正予算について、御議決を賜りましてありがとうございます。

続きまして、同意第8号、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、平生村の加村千里さん、曾根の小島康司さん、そして佐賀の安村和之さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち加村千里さんが令和2年7月31日付けで辞任をしたい旨の届を提出されました。

加村さんにおかれましては、平成28年3月から約4年にわたりお務めをいただいております。地方税法では、委員が欠けたときは、遅滞なく当該委員の補欠の委員を選任しなければならないとあります。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとありますので、令和4年3月22日までとなります。

後任者につきまして、あらゆる方面から総合的に判断いたしました結果、宇佐木にお住まいの田尾正昭さんを選任いたしたいと存じます。田尾さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、本町での長い行政経験から、地域感覚、税務関係にも精通をされておられる方でありまして、さらに愛町精神にも富んでおられますことから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会のご同意をお願いするものであります。

以上で、同意第8号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席

者によりお答えを申しあげたいと存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。同意第8号は、原案に対し同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第8号は原案に対し同意することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は全協終了後といたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時27分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第6. 報告第4号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、報告第4号、町長専決処分指定事項の専決処分の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほどは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、報告第4号、専決処分の報告について、御説明申しあげます。

本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、この度専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

処分の内容といたしましては、公用車による交通事故に関する和解及び損害賠償額の決定についてであります。損害賠償の発生の原因となる事件の概要、相手方につきましては、議案書に記載のとおりであり、令和2年6月8日に専決処分としたものでございます。

和解の内容についてですが、この事故に伴います町側の過失割合は20%、相手側が80%で、

相手方への物損に係る損害賠償の額は、25,800円であります。相手方及び保険会社との協議が調い、速やかに損害賠償にあたるべく専決処分したものであります。

職員に対しては、公用車に限らず、常日頃からの安全運転について喚起に努めてまいりたいと考えております。以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） ただいまの専決処分の報告について、質疑を行います。質疑はありますか。松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 単純に疑問に思うんで、質問させてください。今まで交通災害で専決処分したということがありますか。私の議員経験上だとなような気がするんですが、すいませんけど、ありますか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 松本議員お尋ねの件でございますけれども、先ほども町長申しましたように、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分事項について議会の議決をいただきまして規定を整備しております。その規定の整備の中で、賠償と和解、それについては議決に係るものも町の方が専決処分できるというふうな規定になっておりますので、今回はその規定に基づきまして報告をするものでございます。

松本議員お尋ねのように、今までどうだったかというお話してございますけれども、当然のように法に基づく和解並びに損害賠償については、議会の議決が必要でございますし、専決処分事項として定められたものについては、専決処分をし、報告するといったことが法に定められたものでございます。ですので、今まではそれに基づいてあったのか、なかったのかというのがお尋ねだと思うんですけれども、今回のこういった報告が法に基づいたものでございます。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第6回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 中 丸 和 則